

# 平成22年 雇用保険法

〔問 2〕 雇用保険法第13条第2項に規定する特定理由離職者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、以下において、「基準日」とは当該受給資格に係る離職の日をいう。

- A 特定理由離職者については、基準日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば、基準日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上なくても、他の要件をみだす限り、基本手当を受給することができる。
- B 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者は、特定理由離職者に当たらない。
- C 契約期間を1年とし、期間満了に当たり契約を更新する場合がある旨を定めた労働契約を、1回更新して2年間引き続き雇用された者が、再度の更新を希望したにもかかわらず、使用者が更新に合意しなかったため、契約期間の満了により離職した場合は、特定理由離職者に当たる。
- D 基準日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である場合、特定理由離職者である受給資格者についてはすべて、基本手当の支給に当たり、特定受給資格者と同じ所定給付日数が適用される。
- E 結婚に伴う住所の変更のため通勤が不可能になったことにより離職した者は、特定理由離職者に当たる。

平成22年 雇用保険法 試験問題の正答	択一式						
	1	2	3	4	5	6	7
	A	D	C	B	C	A	E